

## 社会福祉法人ともえ会 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 当法人は、役員等に対して報酬を支給しないものとする。

### (費用弁償)

第4条 当法人は、役員等に対して費用弁償しないものとする。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月22日から適用する。